

プランの体系



第2次やちよ 男女共同参画プラン

概要版

令和3(2021)年度
～6(2024)年度



八千代市「やちち」



男女共同参画社会とは

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会です。

(男女共同参画社会基本法 第2条)



プラン策定の背景



本市では、平成23(2011)年度から令和2(2020)年度までを計画期間とする「やちよ男女共同参画プラン」(以下「第1次プラン」という。)に基づき、「認め合い 支えあい いきいきと暮らすために」の理念のもと、男女共同参画社会の実現に向けた施策を推進してきました。

この間、平成28(2016)年に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(以下「女性活躍推進法」という。),平成30(2018)年に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」,平成31(2019)年には「働き方改革関連法」が施行され、法整備が進められました。

しかしながら、未だに女性が自らの意思で社会のあらゆる分野において活動できる環境とはいええず、男性の家事・育児分野への参画も定着していないことなど、誰もが個性と能力を十分に発揮できる社会を構築するには多くの課題があります。

男女平等を示す世界経済フォーラムの「ジェンダー・ギャップ指数」を見ると、令和元(2019)年12月に発表された「ジェンダー・ギャップ指数2020」で日本は121位と過去最低を更新しており、依然として先進国の中で最低レベルという状況が続いています。

国連が平成27(2015)年に採択した「持続可能な開発目標」(SDGs, エスディー・ジーズ)では、17ある目標の中に「ジェンダー平等」が掲げられ、重要な課題の一つとされています。今後は、今まで以上にスピード感を持って、取組の推進を図らなければなりません。

男女共同参画社会の実現に向け、第1次プランの成果と課題、国内外の動向を踏まえ、国の「第5次男女共同参画基本計画」及び「第5次千葉県男女共同参画基本計画」を考慮し、八千代市第5次総合計画との整合を図り、「第2次やちよ男女共同参画プラン」を策定します。

プランの概要



1 プランの位置付け

本プランは、「男女共同参画社会基本法」(以下「基本法」という。)第14条第3項に定める「市町村男女共同参画計画」です。

また、本プランの目標1を、「女性活躍推進法」第6条第2項に定める「市町村推進計画」として、さらに、目標2課題2を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に定める「市町村基本計画」として位置付けます。

本プランは、「八千代市第5次基本構想」及び「八千代市第5次総合計画前期基本計画」、ほか関連計画との整合を図り、国の「第5次男女共同参画基本計画」並びに県の「第5次千葉県男女共同参画計画」を考慮した上で策定した計画です。

2 プランの期間

令和3(2021)年度から令和6(2024)年度まで

3 プランの基本理念

基本法は、「男女の人権の尊重」、「社会における制度又は慣行についての配慮」、「政策等の立案及び決定への共同参画」、「家庭生活における活動と他の活動の両立」、「国際的協調」を基本理念として掲げています。

本プランでは、基本法の理念のもと、「誰もが活躍でき、尊重されるまち“やちよ”」を目指します。

SDGsロゴ(日本語訳)

下のコードから、
計画全体を読む
ことができます



▲八千代市男女共同参画
センターのページへ

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



出典：国際連合広報センター (<http://www.unic.or.jp/>)